

加西市社会教育推進事業補助金概要

趣 旨	主に市内の自治会において行う社会教育推進事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することにより、加西市の地域における生涯学習の推進を目的とする。	
交 付 対 象	加西市に登録がある自治会 事業の企画・運営は、各自治会の社会教育推進員が自治会員と連携、もしくは主となって行うこと。	
対 象 事 業	<p>補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公民館と連携・協働する事業 例：公民館出前講座の活用、公民館まつりへの参画 など 2. 地域住民の参加と交流を促進する事業 例：スポーツ大会、ボウリング大会、地域のお祭り、とんど、餅つき大会、ラジオ体操 など 3. 青少年健全育成を推進する事業 例：通学路の見守り、学習支援会、野外活動体験、昔遊び体験 など 4. 家庭教育を推進する事業 例：親子を対象としたイベント、親向けの家庭教育推進セミナー など 5. 前各号に掲げるもののほか、社会教育及び地域活動の推進に寄与する事業で加西市教育長が特に必要と認めるもの 	
補 助 金 額	補助金の額は、補助金の必要対象経費の実支出額とし、補助金額は予算の範囲内で1自治会当たりの上限額は2万円とする。 ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てとする。	
対 象 期 間	4月1日～翌年3月31日まで（事業実施は交付決定後）	
申 請 回 数	同一年度内において、自治会につき1回限り	
補 助 対 象 経 費	科目	主な内容
	報償費	講師・協力者等への謝礼
	旅費	講師・指導者等の交通費等
	消耗品費	事務用品、活動資材、景品代等（※景品代は税込5,000円まで）
	食糧費	会議用の飲料代、お弁当代等（※酒類は補助対象外）
	印刷製本費	資料、案内ちらし・ポスター等印刷代、写真代等
	通信運搬費	郵送代、物品運搬費、振込手数料等
	使用料 賃借料	会場使用料、機器・備品等の借上料等
	保険料	ボランティア保険、イベント保険等
	その他	事業実施にあたり加西市教育長が特に必要と認めるもの

	<p>補助金の対象となる経費は、原則として事業の実施日に直接必要となる費用に限られます。事前打ち合わせにかかる飲食費（弁当代など）、慰労会等の飲食代は、補助対象外となります。</p>	
交 付 申 請	必要書類	<p>補助金交付申請書（様式第1号）に次の資料を添付</p> <p>① 事業計画書</p> <p>② 収支予算書</p> <p>③ その他加西市教育長が必要と認める書類</p>
	申請期限	補助対象事業を開始しようとする30日前まで
実 績 報 告	必要書類	<p>実績報告書（様式第3号）に次の資料を添付</p> <p>① 事業報告書</p> <p>② 支出精算書</p> <p>③ 事業開催の様子がわかるもの（写真、チラシ等）</p> <p>④ その他加西市教育長が必要と認める資料</p>
	提出期限	<p>補助対象経費に係るすべての活動が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日まで</p> <p>年度内の支払いを希望される場合は2月末まで</p>
証拠書類の保管	<p>領収書等の支出を証明する書類は、実績報告書への添付は不要ですが、事業完了の翌年度から5年間、各自治会で適切に保管してください。市による監査等で提示・提出を求める場合があります（加西市補助金等交付規則第7条に基づく）</p>	
請 求	<p>事業完了後、報告書類と併せて請求書（様式第4号）及び通帳の写し（口座番号や口座名義がわかる部分）をご提出ください。</p>	
そ の 他	<p>申請していただいた事業の内容を社会教育推進員研修会において発表していただく場合がございます。</p>	
問合せ・提出先	<p>〒675-2395</p> <p>兵庫県加西市北条町横尾1000</p> <p>加西市役所 教育委員会 生涯学習課 6階</p> <p>TEL：0790-42-8775 FAX：0790-43-1803</p> <p>Mail：shogai@city.kasai.lg.jp</p>	